



○長野県告示第73号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消しました。

平成15年2月10日

長野県知事 田中康夫

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 宮井商店	上伊那郡宮田村3268番地	平成15年2月3日

税 務 課

○長野県告示第74号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消しました。

平成15年2月10日

長野県知事 田中康夫

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 丈長屋	飯田市箕瀬1丁目2421番地	平成15年2月3日

税 務 課

○長野県告示第75号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成15年2月10日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
有限会社ユースネットワーク	長野市浅川伺去204番地1	平成15年2月1日

(2) 訪問看護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ついじ内科消化器科クリニック	上田市築地539番地2	平成14年12月10日
生協いいじま訪問看護ステーション	上伊那郡飯島町飯島2650番地10	平成15年2月1日

(3) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	指定した年月日
片桐内科クリニック	長野市上松4丁目33番7号	平成14年12月1日
湯谷ひとみ薬局	長野市上松4丁目33番8号	"/"
中山歯科クリニック	北佐久郡御代田町馬瀬口1625番地132	平成14年12月2日
ついじ内科消化器科クリニック	上田市築地539番地2	平成14年12月10日

(4) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
宅老所あっといーず上田	上田市常磐城6丁目1番20号	平成15年2月1日
宅老所かけはし	飯田市上郷黒田2763番地1	"/"

(5) 短期入所生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
尚和寮	長野市松代町東条94番地1	平成15年2月1日

(6) 短期入所療養介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ミサトピア小倉病院	南安曇郡三郷村大字小倉6086番地2	平成15年2月1日

2 居宅介護支援

事業所の名称	所在地	指定した年月日
尚和寮	長野市松代町東条94番地1	平成15年2月1日

高 齢 福 祉 課

○長野県告示第76号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。

平成15年2月10日

長野県知事 田 中 康 夫

事業所の名称	所在地	指定した年月日
尚和寮	長野市松代町東条94番地1	平成15年2月1日

高 齢 福 祉 課

○長野県告示第77号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定を、次のとおり行いました。

平成15年2月10日

長野県知事 田 中 康 夫

指定介護療養型医療施設

施設 の 名 称	所 在 地	指 定 し た 年 月 日
ミサトピア小倉病院	南安曇郡三郷村大字小倉6086-2	平成15年2月1日

高 齢 福 祉 課

○長野県告示第78号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成15年2月10日

長野県知事 田中康夫

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示(国有林に係るものに限る。)で定めるところによる。

昭和38年3月22日農林省告示第359号、昭和39年11月13日農林省告示第1342号(1、2に係るものに限る。)、昭和42年7月1日農林省告示第969号(1、2、4、5、9、10に係るものに限る。)、昭和43年3月16日農林省告示第362号、昭和43年12月28日農林省告示第2033号、昭和44年3月3日農林省告示第254号、昭和44年3月4日農林省告示第260号、昭和48年12月14日農林省告示第2514号、昭和55年2月5日農林水産省告示第109号、昭和55年2月29日農林水産省告示第233号(3に係るものに限る。)、昭和57年7月28日農林水産省告示第1316号(1に係るものに限る。)、昭和58年12月5日農林水産省告示第2348号(3から5までに係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第79号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県上田建設事務所において縦覧に供します。

平成15年2月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 河川の名称

信濃川水系 一級河川 求女川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成15年2月10日

3 廃川敷地等の位置

小県郡東部町大字県字瓜田71番13、71番15、71番16、71番12及び71番11の一部並びに大字田中字長町4番6の一部並びに5番30及び5番29並びに大字県字瓜田71番15、71番2、71番16、大字田中字長町4番6、5番30、5番29、5番2、5番7、5番6、5番5、5番35、5番33及び5番32の各地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 882.86平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河 川 課